

旭川市における公契約条例の経験(1)

～聞き取り調査等に基づき

川村 雅則

はじめに

全国でまだ50超にとどまる公契約条例の制定自治体を増やすためにも、当該自治体の実績や経験などを広める必要があるのではないかと考え、今回は、2016年12月に理念型条例を制定した旭川市¹を訪問し、2019～2020年度の2回にわたる、市発注工事に従事する労働者の賃金等調査（以下、賃金等調査）²のご経験や条例に対する評価などを率直に聞かせていただいた。

現地での聞き取り調査は、2021年5月13日に行った。対応してくださったのは、旭川市総務部契約課の課長1名、係長2名の計3名である。こちらからの参加は、旭川公契約条例研究会（「旭川ワーキングプア研究会」を改称）のメンバーである小林史人（代表）、須貝卓也（事務局長）と筆者の計3名である。

今号では、2回の賃金等調査の結果と、関連する聞き取り結果を中心に報告する。なお、本稿の誤りに関する一切の責任は筆者にある。

賃金等調査の概要

公契約に関する業務は、契約課が担当している。契約課には課長以下12名の職員が配置されており、賃金等調査は工事担当の6名が主に担当している。

旭川市の説明（注釈2）によれば、賃金等調査の概要は次のとおりである（2020年度の実績で説明する）。

第一に、目的は、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保を図るため、市が発注する工事に従事する労働者の賃金等を調査し、労働者賃金等を把握すること、である。



聞き取りを行う筆者（左奥）と研究会代表の小林史人弁護士（中央奥）。

第二に、実施期間は、2020年10月6日から同年11月27日まで（前年度調査では、2019年11月8日から12月27日まで）。

第三に、調査内容は、調査対象工事に直接従事する労働者に対する2020年4月～同年9月（前年度は2019年4月～同年10月）のいずれかの月での支払い賃金である。なお、賃金を経費（材料費、機械経費、燃料代など）込みで受け取っている労働者、すなわち一人親方は対象にならない。

第四に、調査対象工事は、設計金額500万円以上の建設工事で2020年4月1日から同年9月30日まで（前年度は2019年4月1日から同年10月31日まで）の間に1日以上施工期間が含まれるもの、である。聞き取りでも話題になったが、調査対象となっている工事の範囲は広いと評価できるだろう。

第五に、支払賃金等は、調査対象工事の受注者（元請事業者）及びその受注者と下請契約する受注者（下請事業者）が支払う賃金である。

把握されている支払賃金等の詳細は、調査票（資料）を参照されたい。「記入方法」も市によって準備されている。聞き取りによれば、最

資料 旭川市労働者賃金等の実態調査(工事)調査票
旭川市労働者賃金等の実態調査(工事)調査票

貴社 〔資金支払事業主〕	名称	〇〇建設 株式会社	
	住所	旭川市◎条通〇丁目1-1	
	TEL	0166-00-0000	
	調査票作成者氏名	凸田 〇則	

工事名 (この調査票の対象とした)	〇〇〇〇改良工事
上の工事を 直接受注した業者名 (元請負人)	共同企業体施工の場合は、共同企業体名を記入してください。 <input type="checkbox"/> 建設株式会社
上の工事における 貴社の 元請・下請等の状況	① ① 単体施工の元請事業者である ② 共同企業体施工の代表者である ③ 共同企業体施工の構成員である ④ 単体または共同企業体施工の一次下請事業者である ⑤ 単体または共同企業体施工の二次下請事業者である ⑥ 単体または共同企業体施工の三次以降の下請事業者である

労働基準監督署が取り扱う 法定の労災保険に加えて、 任意の法定外労災保険に 加入していますか	2	1 法定の労災保険に加えて、法定外の労災保険にも加入している 2 法定の労災保険にのみ加入している
---	---	--

【労働者賃金】	雇用契約等で定められた労働時間数	雇用契約等で定められた以外の労働時間数																						
番号	職種番号	現職 いい 元等	年齢	経験 年数	収入 形態	賃金計算月	労働賃金単価 1日(8時間)当たり	所定内 労働日 数	所定内 労働時 間数	基本日額	賃金等				特別 労働時間									
										基本給相当額		賃金等		時間外手当										
										基本給		出来高給		基準内手当		臨時の賃金(賞与 等)の年額		年額 労働日数		実物給与		時間外手当		
1	1		46	25	1	9		20	160	0	340,000	0	30,000	180,000	220	0	15,000	8						
2	1		39	18	1	9	記	19	152	0	376,000	0	56,000	150,000	231	0	13,500	5.5						
3	3		41	22	2	9		22	176	8,200	180,400	0	0	0	0	0	24,000	12						
4	2		45	20	2	9	入	19	152	13,500	256,500	0	20,000	0	0	0	0	0						
5	2		58	36	2	9	不	18	144	0	0	216,000	6,000	45,000	167	0	10,000	5						

注：注釈は省略。
出所：旭川市ウェブサイトより。

初の年度には事業者からの問い合わせもあったが、2回目には、経験済みの事業者が多かったため、支障はとくになかったという。

第六に調査方法は、調査対象工事の受注者に対し、調査票提出の協力を依頼し、提出された調査票のうち、直接従事した労働者を雇用した回答を集計。調査票の労働賃金単価は、国が実施している公共事業労務費調査の算出方法に準じて算出されている。

なお、回答があった事業者から、任意で抽出した事業者に架電し（前年度は「事業者を訪問し」、提出された調査票の内容の確認及び聞き取り調査が行われている（聞き取り調査は、19事業者に対して、2020年12月25日から2021年1月20日までのうち8日間で実施）。

最後に、集計数であるが、元請事業者131社（契約課から直接依頼。うち未回答14社、対象労働者なし26社）、下請事業者137社（元請事業者から調査を依頼し、回答を得た数。共同企業体構成員を含む）。提出があった254社のうち対象労働者がいない業者26社を除く228社、労働者数811人の結果が集計された（前年度は205社、

888人）。

賃金等調査の結果

表1、表2は、2020年度調査の結果からまとめたものである。労働賃金単価とは1日8時間当たりの賃金である。「合計（回答者全体）」のほか、人数・回答数が比較的多い（30人前後以上）9職種を取り上げた。

第一に、2020年度の労働者の平均賃金は、対象労働者全体の加重平均で14,059円/日である（職種別の平均賃金額に同職種の人数を乗じて算出されている）。前年度調査との比較では、平均賃金は13,717円から342円の増額となっており、2.49%の上昇となったことが紹介されている。

第二に、平均賃金を公共工事設計労務単価（の過重平均額）と比較すると70.7%である。10%刻みで示されていた人数分布の結果から算出したところ、設計労務単価比70%未満の者は合計で52.3%である。

以上は、経験年数などを考慮しない全体の結果である。そこで第三に、経験年数別にみると、

表1 合計及び主な職種の労働賃金単価等

職種番号・職種	労働者数(人)	平均年齢(歳)	平均経験年数(年)	労働賃金単価(円)			公共工事設計 労務単価 (円)	労務 単価 比 (%)	労務 単価比 70% 未満の 人数 割合 (%)	労務 単価比 60% 未満の 人数 割合 (%)	
				平均	最低	最高					
				a			b	b/a			
1	特殊作業員	44	48	19	13,985	9,600	21,251	21,100	66.3	63.6	38.6
2	普通作業員	256	50	18	12,199	6,235	21,300	17,300	70.5	47.3	25.4
3	軽作業員	31	48	13	9,793	7,000	14,459	14,400	68.0	58.1	38.7
6	とび工	50	41	17	14,376	8,416	23,608	23,700	60.7	82.0	56.0
9	電工	57	40	16	15,773	7,511	30,865	20,900	75.5	57.9	35.1
14	運転手(特殊)	42	49	25	17,717	10,368	38,476	20,700	85.6	38.1	9.5
15	運転手(一般)	31	50	18	12,939	8,000	21,245	17,600	73.5	35.5	29.0
36	配管工	34	43	20	17,716	11,745	29,013	20,500	86.4	17.6	5.9
50	交通誘導員A	29	52	12	10,727	8,330	20,814	13,900	77.2	44.8	3.4
合計		811	47	19	14,059	11,254	23,676	19,873	70.7	52.3	29.9

注1:「合計」は、9つの職種以外を含む回答者全体のデータ(表2も同様)。

注2:「合計」の「公共工事設計労務単価」は、今回提出のあった30職種の設計労務単価の加重平均額。

注3:「合計」の「労務単価比70%未満の人数割合」及び「同60%未満の人数割合」は、北海道では労務単価が示されていない石工と屋根ふき工(計11人)は除いて計算した。

出所:旭川市2020年度賃金等調査結果より筆者作成。

「合計」では、賃金のピークは「30年以下」群である。同じく9つの職種についてみると、4つの職種では「30年以下」群か「31年以上」群でピークである。人数が最も多い「普通作業員」では「10年以下」群で最も金額が高いが、但し、「10年以下」群の平均賃金額と、「20年以下」群・「30年以下」群・「31年以上」群それぞれの平均賃金額には大きな差はない(10%の範囲内に収まっている)。

なお、人数は少ないが、「交通誘導員A」では「5年以下」群の平均賃金額がピークで、「30年以下」群では4分の1の差がついている。

賃金等調査に関わる要点

聞き取り調査の結果もまじえながら、賃金等調査で印象に残った点を整理する。

第一に、調査対象が広くカバーされていると思われることである。

500万円以上の市発注工事を請け負った事業者で、4月～9月までの間に施工日が1日でも

ある業者が対象になる。元請に協力の依頼を行い、下請け業者分も含めて元請から提出してもらうとのことだが、調査の規模は大きいと評価できるだろう(この賃金等調査を踏まえて、事業者からの聞き取り調査も別に行われている)。

公契約条例の制定で焦点の一つになるのが、職員の負担であるが、旭川市では、調査票の提出は、簡易申請システムを使って行っている。集計もそこで同時に行われる。様式は統一されているので、集計自体はさほど負担ではないが、回答ミスの洗い出しなどには苦勞するとのことである。

なお、労働者を直接の対象とした調査は実施されていない。また、工事以外の委託業務や指定管理に関する調査も実施はされていない。

第二に、公契約条例制定以前の実績・体制があったから、こうした調査が可能になったという旭川市からの説明である。

すなわち旭川市では、公契約に関する方針(以下、方針)が2008年に策定され、運用されてき

表2 経験年数別にみた合計及び主な職種の平均賃金等

職種番号・職種		1年未満	3年以下	5年以下	10年以下	20年以下	30年以下	31年以上	
1	特殊作業員	労働者数(人)	0	3	4	7	11	14	5
		平均賃金(円)	0	12,667	11,998	13,879	13,540	15,964	11,951
		指数	0	79	75	87	85	100	75
2	普通作業員	労働者数(人)	8	35	24	31	62	38	58
		平均賃金(円)	11,967	11,066	11,607	12,992	12,603	12,757	11,939
		指数	92	85	89	100	97	98	92
3	軽作業員	労働者数(人)	1	16	0	1	5	4	4
		平均賃金(円)	7,000	8,592	0	11,024	12,004	11,400	10,614
		指数	58	72	0	92	100	95	88
6	とび工	労働者数(人)	0	8	5	6	13	11	7
		平均賃金(円)	0	10,648	13,170	14,988	15,217	16,617	13,891
		指数	0	64	79	90	92	100	84
9	電工	労働者数(人)	7	6	6	12	6	9	11
		平均賃金(円)	10,587	12,667	12,729	13,836	15,470	21,757	19,808
		指数	49	58	59	64	71	100	91
14	運転手(特殊)	労働者数(人)	0	1	0	4	12	11	14
		平均賃金(円)	0	11,092	0	12,543	20,114	18,560	16,952
		指数	0	55	0	62	100	92	84
15	運転手(一般)	労働者数(人)	0	4	2	5	9	6	5
		平均賃金(円)	0	9,200	10,585	14,233	13,033	13,422	14,830
		指数	0	62	71	96	88	91	100
36	配管工	労働者数(人)	0	4	1	4	9	10	6
		平均賃金(円)	0	13,526	19,124	14,717	18,824	18,649	19,056
		指数	0	71	100	77	98	98	100
50	交通誘導員A	労働者数(人)	0	3	3	3	18	2	0
		平均賃金(円)	0	10,659	11,720	10,564	10,815	8,785	0
		指数	0	91	100	90	92	75	0
合計		労働者数(人)	25	108	60	104	192	148	174
		平均賃金(円)	10,810	11,306	12,837	13,666	14,213	15,811	15,229
		指数	68	72	81	86	90	100	96

出所：表1と同じ。

た。そこでの経験の蓄積が公契約条例の運用にも活かされているというのが市側の説明である。また旭川市の場合、極力、デジタル化を活かしていること、それまで行っていた下請け調査を一時休止してこの賃金等調査を行っているため、以前に比べて業務量が大きく変化しているわけではないことが紹介された。

筆者は、旭川市のような賃金等調査（現場の

把握）が各自治体で行われることを望むものであるが、そのためにも体制の整備や経験の蓄積が必要であると感じた。（続く）

（かわむらまきのり 北海学園大学教授）

- 1 詳しくは、旭川市「旭川市における公契約の基本を定める条例について」を参照。
- 2 旭川市「労働者賃金等の実態調査（工事）について」を参照。